令和８年１１月１１日
都市整備政策部居住支援課

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う世田谷区手数料条例の一部改正について

１　改正趣旨

令和７年５月３０日に老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第４７号）が公布され、令和９年４月１日に関係法案のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の一部改正が施行される。これに伴い、世田谷区手数料条例の一部の規定を改正する。なお、本件については、総務部より、令和８年第４回区議会定例会に提案する。

２　改正内容

別表第１の１２５の１２について、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１７第１項」を「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１９第１項」に改める。

３　施行予定日

令和９年４月１日

４　添付資料

・新旧対照表（世田谷区手数料条例別表第１の１２５の１２）

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○世田谷区手数料条例

平成12年３月13日条例第３号

（本則略）

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（中略）

（３）別表第１の125の12の項の改正規定　令和９年４月１日

別表第１（第２条関係）

事務		名称等	額	徴収時期
（略）				
125の12	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の19第１項の規定に基づくマンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	申請１件につき、１及び２に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 １　２以外の場合 （１）から（６）までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 （１）　管理組合の運営の基準に係る事項	認定申請のとき。

改正前

○世田谷区手数料条例

平成12年３月13日条例第３号

（本則略）

（追加）

別表第１（第２条関係）

事務		名称等	額	徴収時期
（略）				
125の12	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の17第１項の規定に基づくマンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	申請１件につき、１及び２に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 １　２以外の場合 （１）から（６）までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 （１）　管理組合の運営の基準に係る事項	認定申請のとき。

改正後	改正前
4,800円 （２）　管理規約の基準に係る事項 4,000円 （３）　管理組合の経理の基準に係る事項 4,600円 （４）　長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項 9,800円 （５）　その他の基準に係る事項 2,900円 （６）　（１）から（５）までに掲げる事項以外のもの 2,000円 ２　変更する長期修繕計画の数が２以上である場合　（１）から（６）までに掲げ	4,800円 （２）　管理規約の基準に係る事項 4,000円 （３）　管理組合の経理の基準に係る事項 4,600円 （４）　長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項 9,800円 （５）　その他の基準に係る事項 2,900円 （６）　（１）から（５）までに掲げる事項以外のもの 2,000円 ２　変更する長期修繕計画の数が２以上である場合　（１）から（６）までに掲げ

改正後	改正前
る区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 （１）　管理組合の運営の基準に係る事項　１（１）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額 （２）　管理規約の基準に係る事項　１（２）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額 （３）　管理組合の経理の基準に係る事項　１（３）に掲げる額に、１を超える当該長	る区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 （１）　管理組合の運営の基準に係る事項　１（１）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額 （２）　管理規約の基準に係る事項　１（２）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額 （３）　管理組合の経理の基準に係る事項　１（３）に掲げる額に、１を超える当該長

改正後	改正前
期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額 （４）　長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項１（４）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額 （５）　その他の基準に係る事項　１（５）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額 （６）　（１）から（５）までに掲げる事項以外のもの　１	期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額 （４）　長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項１（４）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額 （５）　その他の基準に係る事項　１（５）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額 （６）　（１）から（５）までに掲げる事項以外のもの　１

改正後				
			（６）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額	
（略）				

改正前				
			（６）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額	
（略）				